

旅客連絡運輸取扱基準規程

(昭和62. 4. 1)
(営達第21号)

目次

- 第1編 総則（第1条—第16条）
- 第2編 旅客営業
 - 第1章 通則（第17条—第19条）
 - 第2章 乗車券類の発売（第20条—第29条）
 - 第3章 旅客運賃・料金（第30条・第31条）
 - 第4章 乗車券類の効力（第32条）
 - 第5章 乗車券類の発行方（第33条—第35条）
 - 第6章 乗車券類の改札及び回収（第36条）
 - 第7章 乗車変更等の取扱い（第37条—第43条）
 - 第8章 旅客会社線急行券等の委託発売（第44条—第46条）
 - 第9章 乗車券類の委託発売（第47条・第48条）
 - 第10章 手回り品（第49条）
 - 第11章 削除
 - 第12章 雑則（第51条）
- 第3編 連絡運輸関係事務管理費の負担（第52条）

第1編 総則

(適用範囲)

第1条 東日本旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則（昭和62年4月東日本旅客鉄道株式会社公告第21号。以下「規則」という。）に基づく連絡運輸の取扱いについては、連絡運輸管理規程及び規則によるほか、この規程の定めるところによる。

第2条 削除

(連絡運輸開始等の上申)

第3条 支社長は、管内に所在する運輸機関との連絡運輸を実施する必要があると認めたときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、実施予定日目の2箇月前までに営業部長に上申しなければならない。

- 運輸機関名及び連絡運輸実施案
- 運輸機関の現況
- 実施を必要とする理由
- 連絡運輸に係る想定取扱数量
- 運賃・料金等の運輸機関別収支額及び相殺額の想定
- その他実施の可否を判断するための必要な事項

旅客連絡運輸取扱基準規程

- 2 支社長は、前項の規定により実施した連絡運輸の取扱いを廃止し、又は変更する必要があると認めるときは、その理由を附して、営業部長に上申しなければならない。
- 3 支社長は、当社以外の旅客会社の管内に所在する運輸機関との連絡運輸を実施する必要があると認めるときは、第1項各号に掲げる事項を明らかにして、実施予定日目の2箇月前までに営業部長に上申しなければならない。この取扱いを廃止し、又は変更する必要があると認めるときも同様とする。

(連絡運輸の開始)

第4条 営業部長は、連絡運輸を実施する場合は、関係の運輸機関と協議のうえ、連絡運輸契約を締結するものとする。

- 2 支社長は、一時限りの連絡運輸を実施する場合は、あらかじめ、関係の支社及び運輸機関と協議のうえ、一時限りの連絡運輸契約を締結するものとする。この場合、契約書の写しを添えて営業部長に報告しなければならない。

(連絡運輸区域の変更等)

第5条 支社長は、次の各号に掲げる事項について変更が生じたときは、その実施予定日目の1箇月前までに営業部長に上申しなければならない。

- (1) 連絡運輸区域、連絡会社線の線名、駅名、旅客運賃・料金、営業キロ程、乗車券類の種別、団体旅客運賃割引率並びに団体旅客無賃扱人員の変更
- (2) 連絡会社の社名及び代表者の変更

(連絡運輸区域、連絡会社線の旅客運賃等)

第6条 連絡運輸区域並びに連絡会社線の旅客運賃・料金、営業キロ程（旅客運賃計算キロ程を含む。）、駅の取扱範囲、団体旅客運賃割引率、団体旅客無賃扱人員等は、別表に定めるとおりとする。ただし、定期旅客運賃及び一時限りの連絡運輸の取扱範囲等は、支社長が別に定めるものとする。

(旅客の運送の制限又は停止の場合の取扱方)

第7条 規則第4条第1項の規定により旅客の運送を制限し、又は停止しようとする場合は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 乗車券類の発売駅、発売枚数、発売時間若しくは発売方法の制限、乗車船区間、乗車船経路、乗車船方法若しくは乗車船する列車等の制限又は手回り品の数量等、持込区間若しくは列車等の制限をする場合は、関係の連絡会社と協議のうえ実施する。
 - (2) 乗車券の発売の停止をする場合は、そのつどの協議を省略し、旅客会社報にその旨を記載し、これによつて実施する。
- 2 支社長は、前項第1号及び第2号の制限又は停止をした場合で、特に異例と認められるときは、直ちにその要旨を営業部長に報告するとともに、関係箇所速報しなければならない。これらの制限又は停止を解除した場合も同様とする。

(不通区間内の駅着又は通過となる乗車券類の発売方)

第8条 規則第5条第1項ただし書の規定による不通区間内の駅を着駅とするもの又は同区間を通過となる乗車券類の取扱方については、旅客営業取扱基準規程（昭和63年4月営達第2号。以下「旅客規程」という。）第11条の規定を準用する。

(注) 準用する旅客規程の内容は、次のとおりである。

第11条 不通区間内の駅着又は通過となる乗車券類の発売方

(通知、協議等の発受者及びその方法)

第9条 この規程に定めるところによつて、当社と連絡会社との間に行う協議、通知等は、その内容により次の

旅客連絡運輸取扱基準規程

各号により行うものとする。

- (1) 当社と当社管内の連絡会社との協議、通知等については、当社の営業部長又は支社長と連絡会社の代表者との間で行うものとする。ただし、当社の駅長において行うものは、連絡会社の駅長との間で行うものとする。
- (2) 当社と当社以外の旅客会社の管内の連絡会社との協議については、付表1に定める区分により、連絡担当旅客会社に対して営業部長が行う。
- (3) 当社以外の旅客会社から当社管内の連絡会社に対して協議の依頼があつた場合は、営業部長又は支社長と連絡会社の代表者との間で行うものとする。
- (4) 当社以外の旅客会社の管内の連絡会社への通知については、営業部長が関係の連絡会社との間で行うものとする。
- (5) 支社長は、当社以外の旅客会社の管内の連絡会社に対して、協議、通知等を必要とすると認めた場合は、あらかじめその内容を営業部長に報告しなければならない。

2 前項の協議、通知等は、書面、電報、旅客会社報等のうち、適切な方法により行うものとする。

(個人情報の取扱方)

第9条の2 連絡定期乗車券の定期乗車券購入申込書により取得した個人情報については、個人情報の取得会社において法令の定めるところにより厳正に管理するものとする。

(当社の線路又は駅の営業開始及び廃止並びに取扱範囲等の改正通知)

第10条 当社の線路又は駅の営業開始及び廃止並びに駅の取扱範囲等の改正をする場合は、営業部長がこれを関係の連絡会社に通知する。

(運行不能等の場合の通知)

第11条 支社長は、列車等の運行不能その他旅客の取扱制限等のため、連絡運輸に支障をきたすおそれのある場合には、関係の連絡会社に次の各号に掲げる事項を速報しなければならない。不通区間が開通し、又は制限が解除された場合も同様とする。

- (1) 運行休止又は取扱制限の事由及びその区間
- (2) 不通箇所に対して徒歩、自動車連絡、渡船その他の連絡の便を開いたときは、連絡便の種別、連絡距離及び取扱種別
- (3) 開通又は解除の予定日時その他参考となる事項
- (4) 開通又は解除の日時

(事務用電報、書状及び印刷物の取扱方)

第12条 連絡運輸の取扱上必要な電報は、電気通信使用基準（規程）（昭和62年4月企情達第9号）の定めにより取り扱うものとする。

2 連絡運輸の取扱上必要な書状及び印刷物は、事業用書状及び同物品運送取扱手続（規程）（昭和62年4月総達第4号）の定めにより運送することができる。

(乗車券類等の訂正その他の取扱い)

第13条 乗車券類及び帳表類の印影の着色、表示事項の訂正その他の取扱いについては、旅客規程第189条、第195条並びに運輸収入事務規程（昭和62年4月財達第15号。以下「収入規程」という。）第80条の規定を準用する。

(注1) 準用する旅客規程の内容は、次のとおりである。

第189条 印影の着色

第195条 乗車券類の訂正方

(注2) 準用する収入規程の内容は、次のとおりである。

第 80 条 記入事項の訂正

(認印を所持しない場合の処理方)

第 14 条 認印で証印を押すこととなっている場合に、認印を所持しないときは、自署をもつて、これに代えさせることができる。

(乗車券類等の紛失又は盗難の場合の通知)

第 15 条 支社長は、未発行の乗車券類を紛失し、又はその盗難にかかったことを発見したときは、直ちにその種類、番号、数量等を関係の連絡会社その他必要と認める箇所に速報するものとする。報告後に発見した場合も同様とする。

2 前項の規定は、乗車券類を発行後、旅客に交付する前に所在不明にした場合に準用する。

(準用規定)

第 16 条 旅客規程第16条及び第180条の規定は、この編に準用する。

(注) 準用する旅客規程の内容は、次のとおりである。

第 16 条 乗車券類等に対する証明の取扱方

第 180 条 乗車券類の文字の表示方

第 2 編 旅客営業

第 1 章 通 則

(団体旅客の運送の引受方等)

第 17 条 団体旅客の運送引受方等に関する取扱方については、団体旅客等取扱基準規程（昭和62年 4 月 15 日 運輸省令第15号）に定めるところに準じて取り扱うものとする。

(団体旅客輸送の場合の協議)

第 18 条 団体旅客の輸送（自動車線以外の自由席を使用する B 小口団体を除く。）の申込みがあつた場合は、関係の連絡会社と協議のうえ、引受けをするものとする。

(準用規定)

第 19 条 旅客規程第12条、第13条、第15条、第15条の 2、第18条の 2、第19条及び第19条の 2 の規定は、この章に準用する。

(注) 準用する旅客規程の内容は、次のとおりである。

第 12 条 不通特約の旅客の連絡施設等による運送の取扱方

第 13 条 不通区間をう回運転する列車に対する乗車券類の発売方

第 15 条 期間の計算方

第 15 条の 2 開始日又は満了日の計算方

第 18 条の 2 急行料金等を収受する列車の施設の表示

第 19 条 特別車両券を必要とする列車

第 19 条の 2 特別車両に乗車する場合に必要な乗車券類

第 2 章 乗車券類の発売

(普通乗車券の発売方)

第 20 条 規則第16条の規定によつて発売する普通乗車券の発売方については、旅客規程第43条の規定を準用する。

旅客連絡運輸取扱基準規程

(定期乗車券等の発売駅の決定)

第 21 条 規則第13条第 1 項ただし書に規定する普通乗車券以外の乗車券類の発売駅は、支社長が定めるものとする。この場合、必要に応じ連絡会社と協議を行うものとする。

(学校及び救護施設の指定の通知)

第 22 条 規則第17条及び第19条に規定する学校又は救護施設を指定したときは、支社長がこれを関係の連絡会社に通知する。

(乗継割引普通乗車券及び乗継割引定期乗車券の発売)

第 23 条 規則第22条及び第27条の 2 の規定による乗継割引の普通乗車券及び定期乗車券の発売方等については、別に通達する。

2 乗継割引の普通乗車券及び定期乗車券を発売する場合の関係の連絡会社との協議は、営業部長が行う。

(臨時割引に対する旅客運賃割引の協議)

第 24 条 支社長は、規則第23条の規定により臨時割引をする場合は、あらかじめ、関係の連絡会社と協議のうえ実施するものとする。

(割引等の団体乗車券を発売する場合の特殊取扱い)

第 25 条 規則第29条第 2 項の規定により、割引の団体乗車券を発売する場合における旅客の資格、特別の運送条件その他の特殊取扱いについては、団体旅客等取扱基準規程に定めるところによる。

(定期乗車券購入申込書の調製等)

第 26 条 定期乗車券購入申込書は、支社長において調製し、旅客に交付するものとする。ただし、旅客が所定の様式によつて調製したものでも使用させることができる。

(旅客会社線区間が制限距離を超える定期乗車券の発売の承諾)

第 27 条 連絡会社の取扱駅において規則第26条の規定により、旅客会社線区間の営業キロが100kmを超える定期乗車券を発売する場合には、当社との接続駅の駅長の承諾を受けさせなければならない。この場合、200kmを超える定期乗車券については、これを必要とする事由を記載した長距離定期乗車券購入申込書(様式適宜)を提出させるものとする。

(特定の座席指定券の発売方)

第 28 条 規則第39条に規定する特定の座席指定券は、次に掲げる期間内の日を乗車日とする場合に発売する。ただし、金曜日、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日及び同日の前日を乗車日とする場合を除く。

1 月16日から 2 月末日まで

6 月 1 日から 6 月30日まで

9 月 1 日から 9 月30日まで

11月 1 日から12月20日まで

(準用規定)

第 29 条 旅客規程第24条、第27条第 1 項第 2 号、第28条、第38条から第41条まで、第45条、第46条、第48条、第48条の 2、第50条から第53条まで、第55条から第60条まで、第61条の 4、第67条から第73条の 2 まで、第77条、第79条、第80条、第83条、第84条、第84条の 3、第85条から第85条の 3 まで、第95条の 2、第97条の 2、第98条、第105条及び第106条の規定は、この章に準用する。この場合、旅客規程第77条第 1 号及び第 3 号に規定する取扱いをするときは、関係の連絡会社に通知するものとする。

(注) 準用する旅客規程の内容は、次のとおりである。

第 24 条 乗車券類の発売方

第 27 条 乗車券類の発売範囲の特例

旅客連絡運輸取扱基準規程

- 第 28 条 乗車券類の発売日の特例
- 第 38 条 払いもどし等について特約をした乗車券類の発売方
- 第 39 条 旅行開始後における割引乗車券の発売の特例
- 第 40 条 割引乗車券等の不正使用の場合の発売停止
- 第 41 条 記入事項不備の割引証等の取扱方
- 第 45 条 入学予定又は卒業予定の学生等に対する学生割引普通乗車券の発売方
- 第 46 条 被救護者割引普通乗車券の発売方の特例
- 第 48 条 定期乗車券購入申込書の記入方
- 第 48 条の 2 定期乗車券購入申込書の取扱いの特例
- 第 50 条 通学定期乗車券購入兼用の証明書による通学定期乗車券の発売
- 第 51 条 通学証明書の有効期間の特例
- 第 52 条 実習用の通学定期乗車券の発売方
- 第 53 条 入学予定又は卒業予定の学生等に対する通学定期乗車券等の発売方
- 第 55 条 2 区間以上の区間に対する定期乗車券の発売方
- 第 56 条 事業所と指定学校に通う場合の定期乗車券の発売方
- 第 57 条 定期乗車券を併用する場合の発売方
- 第 58 条 定期乗車券の一括発売の取扱方
- 第 59 条 定期乗車券の有効期間の調整
- 第 60 条 定期乗車券の継続発売
- 第 61 条の 4 定期乗車券の種類又は区間の変更の申出があつた場合の発行方
- 第 67 条 団体旅客の発着駅を異にする場合の取扱方
- 第 68 条 団体旅客の一部が輸送上の都合により取扱条件を異にする場合等の取扱方
- 第 69 条 団体旅客が所定の人員に満たない場合の取扱方
- 第 70 条 団体構成の特殊取扱方
- 第 71 条 団体構成中の一部旅客が利用施設を変更する場合の取扱方
- 第 72 条 入学予定又は卒業予定の学生等に対する団体乗車券の発売方
- 第 73 条 証明書の確認及び收受
- 第 73 条の 2 団体乗車券の報告及び購入とくそく
- 第 77 条 団体旅客運送の申込みの場合の取扱方
- 第 79 条 団体旅客運送の引受方
- 第 80 条 団体種別の略号
- 第 83 条 責任人員及び保証金に関する取扱方
- 第 84 条 保証金の処理方
- 第 84 条の 3 指定保証金の取扱方
- 第 85 条 一部区間不乗の団体旅客運送の承諾
- 第 85 条の 2 団体旅客運送の申込人員の変更又は申込みの取消し等の取扱方
- 第 85 条の 3 前途に不通区間がある場合等の取扱方
- 第 95 条の 2 立席特急券等を発売する列車又は区間の指定
- 第 97 条の 2 特定の特別急行券の発売区間
- 第 98 条 急行券の発売方
- 第 105 条 急行券と座席指定券との関連発売に伴う取扱方
- 第 106 条 指定券と他の乗車券類との関連発売の取扱方

第3章 旅客運賃・料金

(旅客会社線区間の普通旅客運賃計算方の特例)

第30条 旅客規程第114条及び第115条の規定は、規則第46条及び第47条の規定により、旅客会社線区間の普通旅客運賃を計算する場合に準用する。

(準用規定)

第31条 旅客規程第108条、第109条、第111条から第113条まで、第116条、第119条から第120条の2まで、第122条から第127条まで、第130条、第130条の2、第131条の2から第133条の2まで、第136条の3及び第136条の4の規定は、この章に準用する。この場合、旅客規程第120条の2の規定により期間を調整して発売する定期乗車券の運賃及び同第125条の規定により団体に附加する個人割引旅客の運賃は、旅客会社線（JR自動車線を含む。以下この条において同じ。）及び各連絡会社線（JR自動車線を除く。以下この条において同じ。）ごとに計算（旅客会社線区間及びJR西日本宮島フェリー株式会社航路については端数整理し、JR西日本宮島フェリー株式会社航路を除く連絡会社線区間については10円未満の端数を10円に切り上げた額）したものを併算した額とする。

(注) 準用する旅客規程の内容は、次のとおりである。

第108条 旅客運賃及び料金の消費税の免除

第109条 特定区間を再び経由する場合の普通旅客運賃の計算方

第111条 旅客の区分による旅客運賃及び料金適用上の特例

第112条 補助寝台を使用する場合の急行料金

第113条 概算額の收受方

第116条 西小倉・小倉間及び吉塚・博多間の区間外乗車に係わる大人片道普通旅客運賃計算方の特例

第119条 2区間以上の区間に対する定期旅客運賃の計算方

第120条 事業所と指定学校とに通う場合の定期旅客運賃の計算方

第120条の2 有効期間を調整して発売する場合における定期旅客運賃の計算方

第122条 一部人員の乗車区間が異なる場合の無賃扱人員等の取扱方

第123条 団体旅客が所定の人員に満たない場合の団体旅客運賃の計算方

第124条 団体旅客運賃計算方等の特例

第125条 団体構成の特例扱いの場合の団体旅客運賃の計算方

第126条 実際乗車人員が責任人員に満たない場合の団体旅客運賃及び料金の計算方

第127条 団体旅客運賃を計算する場合の営業キロ又は運賃計算キロ通算方等の特例

第130条 団体旅客が所定の人員に満たない場合の急行料金の計算方

第130条の2 一部人員の利用施設が異なる場合の無賃扱人員に対する急行料金の取扱方

第131条の2 特別車両料金を計算する場合の営業キロ通算方の特例

第132条 一部人員が特別車両に乗車する場合の無賃扱人員に対する特別車両料金の取扱方

第133条 団体旅客が所定の人員に満たない場合の特別車両料金の計算方

第133条の2 団体旅客に対する特別車両料金收受の特例

第136条の3 団体旅客が所定の人員に満たない場合の座席指定料金の計算方

第136条の4 一部人員が指定席を使用する場合の無賃扱人員に対する座席指定料金の取扱方

第4章 乗車券類の効力

(準用規定)

第32条 乗車券類の効力については、旅客規程第138条、第139条から第141条まで、第144条から第146条まで、

第159条から第163条まで、第168条、第169条、第171条及び第176条の規定を準用する。

(注) 準用する旅客規程の内容は、次のとおりである。

- 第 138 条 乗車券の使用条件の特例
- 第 139 条 券面表示事項が不明又は不備の乗車券類の取扱方
- 第 140 条 小児用乗車券類の効力の特例
- 第 141 条 乗継列車の指定
- 第 144 条 途中下車印の押なつ方
- 第 145 条 接続駅で一時出場させる場合の取扱方
- 第 146 条 団体旅客の前途乗車の権利放棄
- 第 159 条 途中下車禁止の乗車券に対する途中下車の特例扱い
- 第 160 条 定期乗車券の無効の特例
- 第 161 条 特定区間内等に下車した場合の取扱方
- 第 162 条 乗車券を無効とする場合の特例
- 第 163 条 乗車列車を指定した乗車券の効力の特例
- 第 168 条 座席既使用の場合の取扱方
- 第 169 条 急行券を無効とする場合の特例
- 第 171 条 座席既使用の場合等の取扱方
- 第 176 条 座席既使用の場合等の取扱方

第 5 章 乗車券類の発行方

(乗車券類の字模様)

第 33 条 連絡会社が、規則第82条第 3 号に規定する字模様を乗車券類に使用する場合は、あらかじめ、支社長の承諾を受けさせなければならない。

2 規則第82条第 1 号の字模様を使用する乗車券類は、その作成を当社に委託させなければならない。

(特殊様式の乗車券類を発売する場合の協議)

第 34 条 支社長は、特殊様式の乗車券類を発売する場合は、あらかじめ、関係の連絡会社と協議のうえ実施するものとする。

(乗車券類の発行方)

第 35 条 乗車券類の発行方については、旅客規程第178条、第179条、第181条から第183条まで、第185条から第188条まで、第190条、第192条、第194条、第196条から第199条まで、第201条から第204条まで、第206条から第209条まで、第212条、第218条、第219条、第222条から第227条まで、第231条、第233条から第239条まで並びに収入規程第29条の規定を準用する。この場合、旅客規程第181条第 8 号の規定により表示事項の変更をするとき、同第182条第 3 項の規定により淡紫青色の片道乗車券を発行するとき及び同第192条第 3 項の規定により往復乗車券の代用として発行するときは、あらかじめ、関係の連絡会社と協議のうえ行うものとする。

(注 1) 旅客規程第199条第 8 号ウに規定するコード番号については、連絡会社において発売するときに限って、これを省略することができる。

(注 2) 準用する旅客規程の内容は、次のとおりである。

- 第 178 条 乗車券類の設備
- 第 179 条 乗車券類等の紙質等
- 第 181 条 乗車券類の表示事項の印刷方等の細目
- 第 182 条 字模様の印刷方
- 第 183 条 乗車券類の番号及び冊番号の印刷方

- 第 185 条 小児用等の記号の印刷方
 - 第 185 条の 2 特定都区市内等の略号の印刷方
 - 第 186 条 経路の表示方
 - 第 186 条の 2 奥羽本線福島・新庄間の特別急行列車に乗車する場合の表示方の特例
 - 第 187 条 乗車券類発行日付の表示方
 - 第 188 条 旅客運賃及び料金の割引等の印章
 - 第 190 条 旅客多数の場合の特殊乗車券類の発行方
 - 第 192 条 乗車券類の代用発行等
 - 第 194 条 乗車券類の発行順序
 - 第 196 条 乗車券類の廃札
 - 第 197 条 常備片道乗車券の発行方
 - 第 198 条 準常備片道乗車券の発行方
 - 第 199 条 補充片道乗車券の発行方
 - 第 201 条 常備往復乗車券の発行方
 - 第 202 条 準常備往復乗車券の発行方
 - 第 203 条 補充往復乗車券の発行方
 - 第 204 条 常備連続乗車券の発行方
 - 第 206 条 補充連続乗車券の発行方
 - 第 207 条 常備定期乗車券の発行方
 - 第 208 条 準常備定期乗車券の発行方
 - 第 209 条 補充定期乗車券の発行方
 - 第 212 条 定期乗車券再交付の場合の発行方
 - 第 218 条 団体乗車券の発行方
 - 第 219 条 団体旅客入出場票等の取扱方
 - 第 222 条 常備急行券の発行方
 - 第 223 条 準常備急行券の発行方
 - 第 224 条 車内急行券の発行方
 - 第 225 条 常備特別車両券の発行方
 - 第 226 条 準常備特別車両券の発行方
 - 第 227 条 車内特別車両券の発行方
 - 第 231 条 常備座席指定券の発行方
 - 第 233 条 クーボン乗車券類の発行方
 - 第 233 条の 2 特殊共通券の発行方
 - 第 234 条 特殊指定共通券の発行方
 - 第 235 条 一般用特別補充券の各欄の記入方
 - 第 236 条 一般用特別補充券の発行方
 - 第 237 条 地図式特殊区間用特別補充券の発行方
 - 第 238 条 駅名式特殊区間用特別補充券の発行方
 - 第 239 条 乗車変更専用特別補充券の発行方
- (注 3) 準用する収入規程の内容は、次のとおりである。
- 第 29 条 締切りの時刻及び整理

第 6 章 乗車券類の改札及び回収

(準用規定)

第 36 条 乗車券類の改札及び回収については、旅客規程第240条から第243条まで、第246条から第248条まで、第251条、第252条まで及び第253条の3の規定を準用する。

(注) 準用する旅客規程の内容は、次のとおりである。

- 第 240 条 乗車券類の改札をする箇所
- 第 241 条 乗車券類の改札の目的及び方法
- 第 242 条 乗車券類改札の場合の処理方
- 第 243 条 証明書の確認
- 第 246 条 普通乗車券改札の場合の入鉄方
- 第 247 条 併用乗車券の入鉄方
- 第 248 条 回収した定期乗車券の返付
- 第 251 条 急行券改札の場合の入鉄及び回収
- 第 252 条 特別車両券改札の場合の入鉄方
- 第 253 条の3 座席指定券改札の場合の入鉄方

第 7 章 乗車変更等の取扱い

(特定都区市内等の旅客会社線駅又はこれに接続する連絡会社線駅に関連する乗車券で区間変更をする場合の旅客運賃の計算方)

第 37 条 特定都区市内又は東京山手線内にある旅客会社線駅及びこれらに接続する連絡会社線駅に関連する乗車券を所持する旅客が区間変更する場合の旅客運賃計算方については、旅客規程第275条の規定を準用する。

(増運賃等の減免の協議)

第 38 条 支社長は、増運賃及び増料金を減免する場合で、連絡会社線に関係のあるときは、その徴否又は額の決定について連絡会社と協議のうえ行うものとする。

(増運賃等の収受不能の場合の協議)

第 39 条 支社長は、旅客が増運賃及び増料金の支払いを拒み、又はその支払いができないときの処置については、連絡会社と協議のうえ、これを定めるものとする。

(旅客運賃及び料金の異例払いもどしについての協議)

第 40 条 旅客運賃及び料金の払いもどしを請求する旅客について、特殊な事情があり、規則及び規程の定めによることが妥当でないと認められるときは、支社長は、連絡会社と協議のうえ、特別の取扱いをすることができる。

(他経路乗車船の取扱方)

第 41 条 規則第102条の規定により連絡会社線に関係する他経路乗車船の取扱いをするときは、その接続駅までの便宜の箇所で乗車券（定期乗車券を除く。）を回収し、特別補充券を発行するものとする。

(他経路乗車船の特殊取扱い)

第 42 条 旅客が多数のため前条に規定する取扱いができないときは、次の各号に定めるところにより振替乗車票を発行して連絡会社線に関係する他経路乗車船の取扱い（以下この条において「振替輸送」という。）をすることができる。

(1) 振替輸送の取扱範囲

振替輸送は、運行不能区間発着又は経由となる連絡乗車券所持の旅客及び運行不能となつた旅客会社線又は連絡会社線内に発着する乗車券を所持する旅客（旅客が携行する手回り品を含む。）について取り扱う。

(2) 振替輸送区間

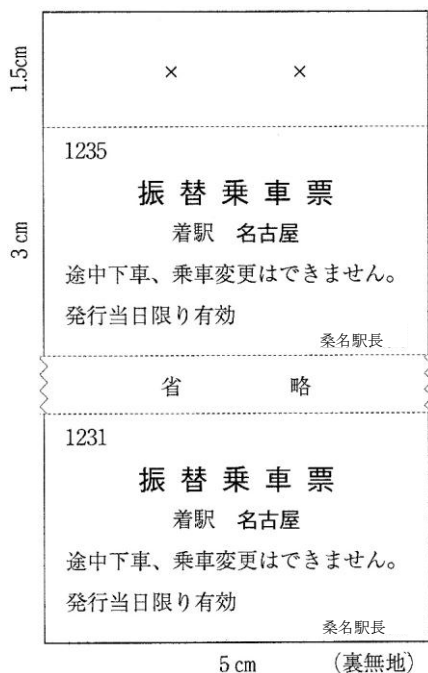
振替輸送を行う区間は、支社長が、あらかじめ、関係の連絡会社と協議のうえ、協定した区間に限るものと

する。

(3) 振替乗車票

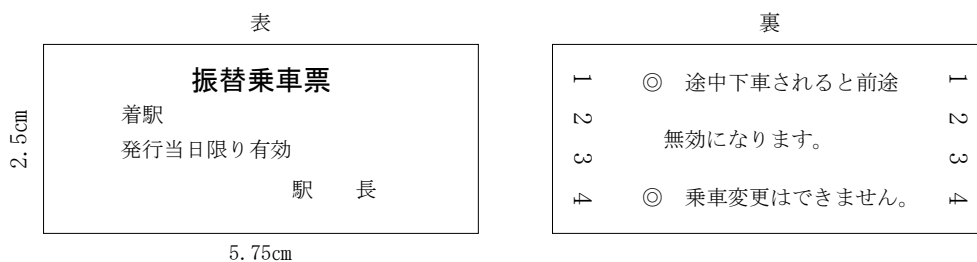
振替輸送を行う場合は、次に掲げる様式の振替乗車票を発行する。

ア 常備式



- 備考 1 紙質は、上質紙81.4g/m²以上とする。
 2 循環番号は、1号から10,000号までとする。
 1葉5券片とし、100葉つづりとする。
 3 発行年月日は、旅客に交付の際、乗車券類発行日付の表示方に準じて表示する。

イ 補充式



- 備考 1 紙質は、板紙560g/m²又は上質紙81.4g/m²以上とする。
 2 循環番号は、1号から10,000号までとする。
 3 発行年月日、着駅名、発行駅名は、旅客に交付の際記入（ゴム印等による表示を含む。）する。ただし、必要によつては着駅名及び発行駅名をあらかじめ印刷して常備式とし、発行年月日を乗車券類発行日付の表示方に準じて表示することができる。
 4 前項のほか、必要に応じ、寸法の変更及び表示事項の表示箇所、配列又は表示方法の変更をすることができる。

(4) 振替乗車票の有効期間

振替乗車票の有効期間は、発行当日に限るものとする。

(5) 振替乗車票の発行運輸機関

ア 振替乗車票は、当社が連絡会社に振替輸送を要請するときは、連絡会社から交付をうけたものを発行し、連絡会社から振替輸送の要請があつたときは、連絡会社に交付のうえ発行させるものとする。この場合、振替輸送区間が2運輸機関以上にまたがるときは、同区間中の発運輸機関となるものの振替乗車票を使用する。

イ 支社長は、特に必要があると認めた場合は、関係の連絡会社と別に協定して、アの規定にかかわらず、発行運輸機関等を変更することができる。

(6) 振替乗車票の発行方

振替乗車票は、第1号に規定する旅客に対し、原乗車券を回収（定期乗車券及び振替輸送区間を経由し、前途に対し、有効となる乗車券は回収しない。）のうえ、発行する。この場合、振替輸送区間が2運輸機関以上にまたがるときも、振替乗車票は1枚を発行する。

(7) 振替輸送人員証明書の発行

団体旅客等であつて旅客1人ごとに振替乗車票の発行ができないときは、振替輸送を要請する当社又は連絡会社の乗継駅の駅長は、輸送人員を確認のうえ、振替輸送の区間及び人員その他必要事項を記載した証明書（以下この条において「振替輸送人員証明書」という。）を作成し、振替乗車票に代えて、発行することができる。

(8) 振替乗車票及び振替輸送人員証明書の回収

振替乗車票及び振替輸送人員証明書は、振替輸送区間の着駅において回収するものとする。

(9) 振替輸送区間内においては、乗車変更及び途中下車の取扱いをしないものとする。

(10) 振替輸送実施の場合の掲示

振替輸送を実施するときは、その旨を関係箇所に掲示するものとする。

(11) 振替輸送実施前の協議

振替輸送の必要が生じたときは、支社長は、関係の連絡会社に対し、次に掲げる事項を速報し、実施についての承諾を得なければならない。

ア 事故の概況及び運行不能箇所

イ 振替輸送を必要とする区間及び実施の始期

ウ 振替輸送対象旅客の停滞状況及び振替予定人員

エ 事故復旧の予定日時及び振替輸送の終期予定

オ その他必要事項

(12) 振替輸送実施についての細目協定

支社長は、振替輸送の実施については、あらかじめ関係の連絡会社と次に掲げる事項を協定しておくものとする。

ア 振替乗車票の設備駅

イ 振替乗車票の受授方（交付及び返付）

ウ 振替輸送人員証明書の様式

エ 振替輸送実施について協議する場合の発受箇所

オ その他実施上必要な事項

（注）当社以外の旅客会社にまたがる場合は、営業部長が協定する。

（準用規定）

第43条 乗車変更の取扱方については、旅客規程第254条、第255条、第255条の2第1項本文、第256条、第257条、第259条から第261条まで、第263条、第265条から第267条まで、第269条から第273条まで、第275条から第

旅客連絡運輸取扱基準規程

279条まで、第281条から第288条まで、第296条から298条まで、第300条、第301条、第303条から第309条まで、第311条、第313条から第322条まで、第324条から第327条まで、第328条の2、第330条から第346条まで、第352条から第360条まで、第364条から第373条まで、第375条（第2項後段を除く。）、第376条、第378条から第381条まで並びに収入規程第89条の規定を準用する。この場合、旅客規程第255条の2第1項本文の規定は、乗車券類変更の取扱いをする場合にも準用するものとし、また、第333条第3項の規定により、団体旅客運賃及び料金の払いもどしをする場合において、人員によつて割引率に変更があるときは、同条同項第1号の規定に準じて取り扱うものとし、旅客規程第354条の規定による他運輸機関が運行不能となつた場合の取扱いについては、あらかじめ、関係の連絡会社と協議のうえ行うものとする。

(注1) 準用する旅客規程の内容は、次のとおりである。

第254条 旅客運賃及び料金の追収受の取扱方

第255条 旅客運賃及び料金の払いもどしの取扱方

第255条の2 乗車変更、払いもどし等における乗車券類の取扱方

第256条 車内補充券の精算の取扱方

第257条 車内補充券の発行のいとまのない場合の取扱方

第259条 追収受又は払いもどしの場合の旅客運賃及び料金の計算方

第259条の2 乗車変更等の場合の旅客運賃及び料金の計算方

第260条 手数料の計算方

第261条 払いもどし額が手数料に不足する場合の取扱方

第263条 乗車変更の場合の原乗車券類の回収

第265条 着駅又は発駅を2駅以上共通とした乗車券に対する乗車変更の取扱方

第266条 旅客運賃を収受しない区間変更の取扱方

第267条 乗車変更等のため不要となつた乗車券に対する旅客運賃払いもどしの特例

第269条 乗車変更の取扱いをした場合の証印の訂正又は転記の取扱方

第270条 区間変更と別途乗車等を同時に取り扱う場合の有効期間の計算方

第271条 別途乗車の取扱方

第272条 乗車券類変更の取扱いの特例

第272条の2 列車出発後の指定券に対する特例扱い

第273条 区間変更の取扱いの特例

第275条 特定都区市内等に関連する乗車券で区間変更する場合の旅客運賃の計算方

第276条 特定区間等に関連する乗車変更の取扱方

第277条 遅延特約の急行券に対する区間変更の取扱方

第278条 他経路乗車船中の旅客に対する区間変更の取扱方

第279条 往復割引普通乗車券に対する区間変更の取扱方

第281条 種類変更の取扱方

第282条 指定券変更の取扱いの特例

第283条 指定券の区間を変更する場合の取扱いの特例

第284条 遅延している急行列車の急行券に対する取扱方

第285条 団体乗車券変更の取扱方

第286条 団体旅客の一部人員が区間を変更する場合の取扱方

第287条 団体旅客の一部人員が利用施設を変更する場合の取扱方

第288条 団体乗車券変更の取扱いの特例

第296条 旅客運賃及び料金の異例払いもどしの取扱方

第297条 すでに収受した旅客運賃及び料金の意義

第298条 増運賃及び増料金の払いもどしの禁止

旅客連絡運輸取扱基準規程

- 第 300 条 乗車券類の無札及び不正使用の旅客に対する有効期間の計算方
- 第 301 条 無入缺の乗車券の取扱方
- 第 303 条 団体旅客の人員超過の場合の取扱方
- 第 304 条 不正団体旅客の増運賃の收受方
- 第 305 条 乗車券類の無札及び不正使用の旅客に対する旅客運賃及び料金の計算方の特例
- 第 306 条 小児用乗車券類を不正使用した場合の旅客運賃等の計算方の特例
- 第 307 条 増運賃及び増料金免除の取扱方
- 第 308 条 定期乗車券不正使用旅客の増運賃の收受方
- 第 309 条 定期乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃及び特別車両料金の計算方の特例
- 第 311 条 乗車駅等不明の場合の取扱方
- 第 313 条 旅客運賃及び増運賃等の減免
- 第 314 条 乗車券類を紛失した場合の再收受の取扱方及び再收受証明書の発行方
- 第 315 条 乗車券類紛失旅客に対する有効期間の附与方
- 第 316 条 乗車券類紛失旅客に対する旅客運賃及び料金の計算方の特例
- 第 317 条 紛失乗車券類の区間外に乗車する場合の取扱方
- 第 318 条 乗車券類を紛失した旅客が旅客運賃及び料金を支払わない場合の取扱方
- 第 319 条 紛失定期乗車券の発見その他による旅客運賃の払いもどしの取扱方
- 第 320 条 紛失乗車券類を発見した場合の取扱方の特例
- 第 321 条 再收受証明書に対する旅客運賃及び料金の払いもどし額の計算方
- 第 322 条 団体乗車券再交付の取扱方
- 第 324 条 重複購入の乗車券類に対する旅客運賃及び料金の払いもどしの取扱方
- 第 325 条 入缺乗車券類の旅客運賃及び料金の払いもどしの取扱方
- 第 326 条 普通乗車券に対する関連発売の表示の転記及び払いもどしの取扱方
- 第 327 条 定期旅客運賃の払いもどしの特例
- 第 328 条の 2 遅延特約の急行券の払いもどしの特例
- 第 330 条 急行券を所持する旅客が普通列車に乗車した場合の取扱方
- 第 331 条 指定券に対する料金を払いもどす場合の取扱方
- 第 332 条 団体旅客運賃の払いもどしの通知
- 第 333 条 団体乗車券発行後に団体旅客の人員が減少した場合の取扱方
- 第 334 条 乗車変更後旅行を中止する場合の旅客運賃の払いもどしの取扱方
- 第 334 条の 2 旅行中止の団体旅客に対する旅客運賃及び料金払いもどしの特例
- 第 335 条 期間調整定期旅客運賃の払いもどしの取扱方
- 第 336 条 } 定期旅客運賃の払いもどし等の特例
- 第 337 条 }
- 第 338 条 傷い疾病等によつて旅行を中止する旅客と同行する旅客の取扱方
- 第 339 条 旅客死亡等の場合の取扱方
- 第 340 条 他経路乗車中に傷い疾病等により旅行を中止した場合の取扱方
- 第 341 条 割引乗車券等所持の旅客が旅行を中止した場合の旅客運賃の払いもどしの取扱方
- 第 342 条 傷い疾病等による有効期間延長中の旅客に対する旅行中止の取扱方
- 第 343 条 団体旅客に対する特別の事由による旅客運賃及び料金払いもどしの特例
- 第 344 条 旅行開始前の旅客に対する有効期間延長等の取扱方
- 第 345 条 有効期間延長の取扱方
- 第 346 条 発売当日限り有効の乗車券、急行券又は特別車両券に対する特殊取扱方
- 第 352 条 旅客運賃及び料金払いもどしの特例
- 第 353 条 団体乗車券の払いもどしの特例

旅客連絡運輸取扱基準規程

- 第 354 条 他運輸機関が運行不能となつた場合の取扱方
- 第 354 条の 2 旅行中止による旅客運賃の払いもどし方の特例
- 第 355 条 運行不能等による有効期間延長の取扱方
- 第 356 条 旅行開始前の旅客に対する運行不能等による有効期間延長等の取扱方
- 第 357 条 有効期間延長中の旅客に対する旅行中止等の取扱方
- 第 358 条 無貨送還の取扱方
- 第 358 条の 2 途中駅まで無貨送還した場合の有効期間延長の取扱いの特例
- 第 359 条 無貨送還の取扱方の特例
- 第 360 条 他経路乗車の取扱方
- 第 364 条 不乗証明書の発行並びに旅客運賃の払いもどしの取扱方
- 第 365 条 不乗証明書に対する旅客運賃の払いもどし額の計算方
- 第 366 条 運行休止の場合の有効期間延長の取扱方
- 第 367 条 運行休止の場合の定期旅客運賃の払いもどしの取扱方
- 第 368 条 運行休止の場合の定期旅客運賃の払いもどし等の特例
- 第 369 条 急行列車で乗継乗車する場合等の取扱方
- 第 369 条の 2 編成変更の場合の取扱方
- 第 369 条の 3 冷房装置又は暖房装置の故障の場合の取扱方
- 第 369 条の 4 一部車両途中駅打ち切りの場合の取扱方
- 第 370 条 急行券、特別車両券又は座席指定券が使用不能となつた場合の取扱方
- 第 370 条の 2 不乗証明書の発行及び特別車両料金の払いもどし方
- 第 370 条の 3 特別車両料金の払いもどしの特例
- 第 371 条 列車の変更の特殊取扱方
- 第 372 条 不通区間が開通した場合の乗車券類の特殊取扱方
- 第 373 条 証明方法に対する特例
- 第 375 条 誤乗旅客に対する取扱方
- 第 376 条 定期乗車券使用旅客の誤乗に対する無貨送還の特例
- 第 378 条 誤購入した乗車券又は特別車両券に対する取扱方
- 第 379 条 指定急行券等を誤購入した場合の取扱いの特例
- 第 380 条 誤購入した乗車券類が割引乗車券類である場合の取扱方
- 第 381 条 誤購入旅客に対する有効期間の附与方
- (注 2) 準用する収入規程の内容は、次のとおりである。
- 第 89 条 運賃及び料金の訂正

第 8 章 旅客会社線急行券等の委託発売

(旅客会社線急行券等を発売する連絡会社線)

第 44 条 支社長は、規則第106条の規定により、旅客会社線急行券等を連絡会社に発売させる場合は、あらかじめ関係の連絡会社と協議のうえ実施するものとする。

(注) 旅客会社線急行券等を発売する連絡会社線は、付表 2 のとおりである。

(旅客会社線急行券等の調整)

第 45 条 前条の規定によつて発売する旅客会社線急行券等の調整及び関係の連絡会社への配付については、支社長が定めるものとする。

(旅客会社線急行券等の取扱方)

第 46 条 旅客会社線急行券等の取扱方については、旅客規程の定めるところにより取り扱うものとする。

第9章 乗車券類の委託発売

(乗車券類の委託発売)

第47条 規則第108条の規定により、連絡乗車券類の委託発売をする場合の関係の連絡会社との協議は、営業部長が行う。

2 連絡乗車券類の委託発売については、乗車券類委託販売基準規程（昭和62年4月営達第14号）の定めるところによる。

(連絡乗車券類の委託発売に対する手数料)

第48条 連絡乗車券類を委託発売する場合、連絡会社から連絡会社線区間に対する手数料を連絡運輸の債権、債務に組み入れて当社において委託販売会社に支払われたい旨申出があつたときは、その料率の通告を受けて、特に支障のない限り、これに応ずるものとする。

2 連絡会社において、連絡乗車券類を委託発売する場合の旅客会社線区間に対する手数料は、当該連絡会社線にその料率を通告のうえ、連絡運輸の債権、債務に組み入れて支払わせるものとする。

第10章 手回り品

(手回り品の取扱い)

第49条 手回り品の取扱いについては、旅客規程第399条から第401条まで、第404条、第405条及び第408条から第410条までの規定を準用する。

(注) 準用する旅客規程の内容は、次のとおりである。

第399条 手回り品の内容点検後の原状回復

第400条 無料手回り品の範囲の特例

第401条 有料手回り品の持込みの承諾等

第404条 普通手回り品切符の取扱方

第405条 普通手回り品切符の入鉢等

第408条 普通手回り品料金の払いもどし

第409条 手回り品持込みに関する規定違反を発見した場合の処理方

第410条 増運賃の減免

第11章 削除

第50条 削除

第12章 雑則

(旅客運賃及び料金の後払の取扱い)

第51条 公務による自衛隊員及び在日米軍旅客並びに在外邦人引揚者及び添乗者に対する旅客運賃及び料金の後払の取扱いについては、旅客運賃料金後払基準規程（昭和62年4月営達第4号）の定めるところによる。

第3編 連絡運輸関係事務管理費の負担

(連絡運輸関係事務管理費の負担)

第52条 旅客会社と連絡会社との間の連絡運輸関係事務で、連絡会社から委託を受けた事務のために要する費用は、連絡旅客運賃料金清算事務規程（昭和62年4月財達第18号）第6章第2節に規定するところによつて連絡会社に負担させるものとする。

附 則

この達は、昭和62年4月1日から施行する。

(附則 以下省略)

旅客連絡運輸取扱基準規程

付表1 (第9条)

連絡担当旅客会社	連 絡 会 社
北海道 旅客鉄道株式会社	
東 日 本 旅客鉄道株式会社	青い森鉄道、I G Rいわて銀河鉄道、三陸鉄道、秋田内陸縦貫鉄道、津軽鉄道、弘南鉄道、由利高原鉄道、仙台空港鉄道、福島交通、阿武隈急行、会津鉄道、野岩鉄道、山形鉄道、北越急行、秩父鉄道、わたらせ溪谷鐵道、ひたちなか海浜鉄道、関東鉄道、真岡鐵道、千葉都市モノレール、銚子電気鉄道、鹿島臨海鉄道、小湊鉄道、東葉高速鉄道、埼玉高速鉄道、埼玉新都市交通、流鉄、新京成電鉄、北総鉄道、東武鉄道、京成電鉄、西武鉄道、東京地下鉄、首都圏新都市鉄道、東京都交通局、東京臨海高速鉄道、ゆりかもめ、多摩都市モノレール、東京モノレール、小田急電鉄、京王電鉄、東京急行電鉄、京浜急行電鉄、相模鉄道、横浜高速鉄道、横浜シーサイドライン、湘南モノレール、江ノ島電鉄、横浜市高速鉄道、箱根登山鉄道、伊豆急行、富士急行、アルピコ交通、しなの鉄道
東 海 旅客鉄道株式会社	伊豆箱根鉄道、岳南電車、大井川鉄道、天竜浜名湖鉄道、愛知環状鉄道、東海交通事業城北線、樽見鉄道、養老鉄道、長良川鉄道、明知鉄道、伊勢鉄道
西 日 本 旅客鉄道株式会社	富山地方鉄道、北陸鉄道、のと鉄道、近江鉄道、京阪電気鉄道、阪急電鉄、近畿日本鉄道、伊賀鉄道、神戸電鉄、阪神電気鉄道、山陽電気鉄道、北条鉄道、神戸新交通、南海電気鉄道、紀州鉄道、信楽高原鐵道、北近畿タンゴ鉄道、若桜鉄道、智頭急行、井原鉄道、水島臨海鉄道、錦川鉄道、J R西日本宮島フェリー、西日本ジェイアールバス
四 国 旅客鉄道株式会社	土佐くろしお鉄道、阿佐海岸鉄道
九 州 旅客鉄道株式会社	福岡市交通局、北九州高速鉄道、島原鉄道、平成筑豊鉄道、甘木鉄道、松浦鉄道、南阿蘇鉄道、くま川鉄道、肥薩おれんじ鉄道、J R九州バス

附表 2 (第44条)

- (1) 普通急行券（発売上制限のあるものを除く。）発売連絡会社線
福島交通株式会社線
北越急行株式会社線
銚子電気鉄道株式会社線
伊豆急行株式会社線
富士急行株式会社線
富山地方鉄道株式会社線
のと鉄道株式会社線
北近畿タンゴ鉄道株式会社線
土佐くろしお鉄道株式会社線
- (2) 新幹線特別急行券（乗継急行券を含む。）発売連絡会社線
北越急行株式会社線
箱根登山鉄道株式会社線（指定席特急券及び立席特急券を除く。）
伊豆箱根鉄道株式会社線（立席特急券を除く。）
北近畿タンゴ鉄道株式会社線（立席特急券を除く。）
智頭急行株式会社線（立席特急券を除く。）
- (3) 特別急行券及び特別車両券（当該連絡会社線と旅客会社線との間に直通運転する列車に限る。）発売連絡会社線
伊豆箱根鉄道株式会社線
- (4) 特別急行券、特別車両券、寝台券及び座席指定券発売連絡会社線
北越急行株式会社線
伊豆急行株式会社線
伊勢鉄道株式会社線
のと鉄道株式会社線
北近畿タンゴ鉄道株式会社線
智頭急行株式会社線
土佐くろしお鉄道株式会社線